

岩手県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第589号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

平成25年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町
- 2 実施した期間 平成24年8月3日から同年10月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（空中写真撮影測量）